

デジタルハリウッド大学外国人留学生規則

[制定：平21. 3. 17]

(目的)

第1条 この規則は、デジタルハリウッド大学学則（以下「学則」という。）第51条及びデジタルハリウッド大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第55条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部の学生、科目等履修生及び聴講生
- (2) 大学院の学生、科目等履修生及び聴講生
- (3) 大学院及び附置研究所の研究生

(入学資格)

第3条 外国人留学生として入学することができる者は、学則又は大学院学則、若しくは科目等履修生、聴講生及び研究生に関する各内規（以下「諸規則」という。）に定めるそれぞれの入学資格を有する者とする。

(入学時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号に規定する者の場合は、学年の始めとする。ただし、科目等履修生及び聴講生について、又は編入学者については、学期の始めとすることができる。
- (2) 第2条第2号に規定する者の場合は、学年又はトライメスターの始めとする。
- (3) 第2条第3号に規定する者の場合は、学年又はトライメスターの始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(入学等の出願)

第5条 外国人留学生として入学又は研究（以下「入学等」という。）を志願する者は、諸規則の規定に基づき、入学願書その他必要な書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者等の選考)

第6条 前条に規定する入学等を志願する者については、選考を行うものとし、選考の方法及び合格者の決定は、学部、研究科及び附置研究所（以下「各学部等」という。）において別に定めるところによる。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者で、指定の期日までに、各学部等において定める書類を提出し、入学等手続を完了した者について、学長が入学等を許可する。

(休学等)

第8条 第2条第1号及び第2号に規定する学生が、休学、復学、退学及び除籍の事由に該当する場合は、学則第8章及び大学院学則第7章に基づき、手続きを行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、長期にわたって欠席する者に対する除籍に関する取り扱いは、第12条第2項の規定に基づき運用する。

(授業料等)

第9条 第2条の各号に掲げる者に係る学費、入学検定料及びその他の手数料の額並びにその徴収方法は、諸規則に規定するもののほか、「デジタルハリウッド大学における検定料、入学金及び授業料等の費用に関する規則」「デジタルハリウッド大学大学院（専門職学位）学費納入規程」及び「休学及び休学中の学費に関する取扱要項」の定めるところによる。

2 大学間交流協定及びこれらに準ずる者については、前項に規定する授業料等の費用を免除する場合がある。

(履修)

第10条 第2条第1号に規定する者の場合の履修は、日本語の習熟度に応じ、日本語科目の履修を要件とすることがある。

2 第2条第2号に規定する者の場合の履修は、留学の主たる目的を鑑み、修業年限内での修了がなされるよう、適切な計画のもと行うものとする。

(学則等の適用)

第11条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則及びその他の関係規則等の定めるところによる。

(特例)

第12条 外国人留学生の出欠席及び資格外活動に関する管理については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び各種文部科学省通知に基づき、厳格に行うこととし、その取り扱いは別に定める。

2 外国人留学生の除籍については、学則50条及び大学院学則第54条の規定により、留学の主たる目的に照らし、学則第41条第2号及び大学院学則第37条第2号の基準を厳密に運用することとし、その明確な基準及び手続きは別に定める。

3 本学における検定料、入学金及び授業料等の費用に関する規則第2条第2項の規定にかかわらず、私費外国人留学生に係る授業料の額は、その出席状況、学業成績等を勘案し、減免率の減少又は減免の適用廃止をする場合がある。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。